

第2回 宮城県選挙期間中の情報流通の諸課題への対処に関する検討会 議事録

日時：令和8年4月23日（木）午前9時から午前11時まで

場所：宮城県行政庁舎5階「総務部会議室」（Web開催）

出席者（敬称略）：

- 構成員：漆田 義孝、河村 和徳、澁谷 遊野、曾我部 真裕、高橋 広希、古田 大輔
- オブザーバー：株式会社 河北新報社
- 説明者：
大阪府 府民文化部 人権局 人権擁護課 課長 川村 哲也
社会構想大学院大学 教授 後藤 心平
宮城県 教育委員会 高校教育課 課長 千葉 忠幸
宮城県 教育委員会 義務教育課 課長 山尾 健一
宮城県 選挙管理委員会 事務局 主幹（班長） 太田 雅俊
- 事務局（宮城県）：中谷 明博（総務部長）、斎藤 仁（市町村課長）

欠席者（敬称略）：

- 構成員：鈴木 潤、西土 彰一郎
-

1. 開会

【市町村課 副参事兼総括課長補佐 川端 史世】

定刻となりましたので、これより第2回宮城県選挙期間中の情報流通の諸課題への対処に関する検討会を開会いたします。

はじめに、開会にあたりまして、中谷総務部長よりご挨拶申し上げます。

2. 挨拶

【総務部長 中谷 明博】

今年度より総務部長を拝命しております、中谷でございます。構成員の皆様におかれましては、本検討会にご参画いただきまして、本当にありがとうございます。昨年度から引き続きご指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は構成員の皆様にご多忙の折、また朝早くから本検討会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。前回の第1回検討会では、言論や表現の自由、検閲の禁止、民間主体の取組、議論の透明性の確保、必要最小限の介入であることに留意して議論を進めることを確認した上で、構成員の皆様からは、

具体的な方策の検討にあたっては多面的・多層的なアプローチが必要であるというご意見を多くいただきました。他にも多角的なご知見から有意義なご意見を頂戴したところでございます。

本日第2回目は今後の議論をより具体的に深めるために2つのヒアリングを実施したいと考えております。

前半は大阪府府民文化部人権局人権擁護課長の川村様に本日会場にお越しいただいておりまして、大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例に関する取組について伺いしたいと思っております。令和5年の条例改正の契機や相談窓口など、本県の施策検討において大変参考になるお話をいただけることに期待しております。今回の開催に合わせまして、本県までお越しいただきました川村様に、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

後半は社会構想大学院大学の後藤心平教授より、デジタル・シティズンシップ教育等についてご説明をいただきます。選挙期間外におきましても中長期的・予防的な観点から県民のリテラシーを向上させることは極めて重要なテーマであります。これまでのリテラシー教育との違いや実践例から見える課題をご教示いただきまして、情報流通が複雑化する現代の情報社会に対して行政や教育現場が果たすべき役割について議論をいただきたいと考えております。

本日もそれぞれの専門的なお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。本日の議論が第1回に引き続きまして、実りある内容となることを祈念いたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

【市町村課長 副参事兼総括課長補佐 川端 史世】

会議の開催方法等について改めてご説明させていただきます。

本日の検討会はWEB会議により実施させていただきます。構成員の皆様におかれましては、ご自身の発言のタイミング以外は音声をオフにさせていただきますようお願いいたします。また、傍聴者の方は画面及び音声をオフにさせていただきますようお願いいたします。

本日の資料は事前に送付しておりましたが、都度、画面共有させていただきたいと思っております。また、資料は県のホームページの方にも公開しているところでございます。

本日の出席者につきましては、出席者名簿のとおりとなっております。本日、鈴木構成員、西土構成員が欠席となっております。

続きまして、令和8年度より事務局の体制に変更がございましたので、改めてご紹介させていただきます。総務部長の中谷明博でございます。市町村課長の齋藤仁でございます。それでは議事の進行につきましては、曾我部座長にお願いし

ておりますのでよろしく願いいたします。

3. 議事

【座長 曾我部 真裕】

どうもありがとうございます。皆様おはようございます。お忙しいところご参集いただきまして、また朝早くからどうもありがとうございます。では議事の方に入ってまいりたいと思います。

まず議事 1 の前に、前回の検討会の簡単な振り返りをしたいと思います。こちらの資料については資料 2-1 になりますけれども、こちらに基づきまして、事務局からご説明をいただきます。よろしく願いいたします。

【市町村課長 齋藤 仁】

事務局でございます。資料 2-1 を共有させていただきます。

では、第 1 回の検討会について概要をご説明させていただきます。第 1 回の検討会の内容については、資料や議事録、構成員の皆様の発言、発表のポイントを県のホームページにも掲載してございます。資料 2-1 は構成員の皆様から頂戴した主なご意見を抜粋し、分類してまとめたものでございますが、本日は時間も限られてございますので、その中でも特に着目すべきポイントを中心にご紹介させていただきます。

2 ページ目の目次でございます。ご意見は大きく、総論、選挙期間中の偽・誤情報対策、選挙期間中の誹謗中傷への対応、選挙期間外における中長期的・予防的な対策の 4 つのテーマに整理しております。

3 ページ目、総論についてご紹介します。次のページに移ります。本検討会における議論では、法改正などの外からの改革と教育やリテラシー向上といった内なる改革を区別すべきとのご指摘をいただきました。特に県内における具体的方策を検討するという観点から、内なる改革が議論の中心になっていくことが見込まれます。

また、対策の全体像といたしまして、複数の方から特効薬はなく、多種多様なアクターが協力する多面的・多層的なアプローチが必要であるとの共通認識が示されました。

一方で、行政が関与する場合には、権力に都合の悪い情報が排除されないよう、表現の自由に十分配慮した環境整備アプローチが有効であるとのご意見も頂戴しております。

次に 5 ページ、選挙期間中の偽・誤情報対策についてです。6 ページ、7 ページでご意見を紹介しておりますが、ファクトチェックのあり方について非常に重要なご指摘がございました。公的役割が強い機関が直接ファクトチェックを

発信することは、権力側と見られがちであり、逆効果や激しい批判にさらされるリスクがあるため非現実的であるというご意見を頂戴しました。行政はファクトチェックそのものよりも日々の情報発信の強化に注力するべきであり、本来的には有権者個人がファクトチェックのプレイヤーとなるのが理想であるという意見を頂戴しました。

また、ファクトチェック自体には、拡散の歯止めや再拡散の予防といったプレバンキングの観点、またリテラシー教育への活用という点で重要であるというご意見も頂戴しております。

一方で、偽・誤情報への対応策を講じたとしても、その反応は個人の政治的な嗜好やメディア等に対する信頼度などによって異なってくることから、一律の対策ではなく、受け手の特性や脆弱な層に合わせたアプローチが必要であるとのご指摘をいただきました。

加えて、報道の自由の最大限の保障を条件に、行政が関与する形態で、メディアを中心としたマルチステークホルダーによる連携協力の枠組みの整備は検討に値するとのご意見もいただいております。

続いて8ページの選挙期間中の誹謗中傷への対応についてです。次のページに移ります。現行の民事・刑事手続きでは、期間が限定された選挙期間中に迅速に対応することは現実的に困難であるとのご指摘がありました。

また、候補者や政党が法的措置を取る余裕がない現状に対し、情報流通プラットフォーム対処法を活用するための体制整備や選挙公営としての支援を検討すべきとのご意見もございました。

最後に10ページの選挙期間外における中長期的・予防的な対策についてです。次のページをご覧ください。有権者のリテラシー向上が発信・受信の両面で必要であることが強調されました。特に感情を煽り焦らせるといった人間の認知的脆弱性が突かれている構造を受信者自身が知ることが重要であるとのご指摘もございました。

一方で行政が果たすべき役割として、日頃から検証可能な信頼性の高い情報を迅速に発信することの重要性が指摘されました。YouTubeの活用など発信の手法を取り入れることも含め、情報発信のあり方そのものから再考する必要があるというご指摘もいただいております。以上、事務局から第1回検討会での構成員の皆様からの主なご意見を紹介させていただきました。よろしくお願いいたします。

【座長 曾我部 真裕】

どうもありがとうございます。こちら前回のご発言ということで、正式には会議録があるわけですが、この資料をどこかで皆様が参照されるということもあるかと思っておりますので、前回のご発言でこちら是非載せていただきたい

とか、ここの部分を赤字にして欲しいとか、今回まとめていただいたものに訂正などがありましたら、後ほど事務局の方にお知らせいただくのでも結構かと思えますけれども、今のようなどころでお気づきの点がありましたらご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。挙手ボタンを使っていただくと分かりやすいかと思えますので、ご協力いただければと思います。

まずこちら自体よろしいでしょうかね。ありがとうございます。ではもしまた何かありましたら、事後的に事務局の方までお知らせいただければと思います。

(1) 選挙期間中の誹謗中傷への対応に関するヒアリング

【座長 曾我部 真裕】

それでは議事の1つ目の方に入ってまいります。選挙期間中の誹謗中傷への対応に関するヒアリングというところで、先ほどもありましたけれども、本日は令和5年に条例を改正し、行政によるプロバイダ事業者等への削除要請や情報を発信・拡散した者に対する説示・助言などの規定を盛り込まれました大阪府から、大阪府府民文化部人権局人権擁護課の川村課長に県庁の方にお越しいただいておりますので、川村様から条例の概要、特徴や、条例を受けて創設された相談窓口の運用等について20分程度でご説明をいただき、その後構成員の皆様方から質疑をしていただくということにさせていただきます。そうしましたら川村課長、よろしくお願いたします。

【大阪府 府民文化部 人権局 人権擁護課 川村課長】

おはようございます。大阪府府民文化部人権局人権擁護課長をしております川村と申します。よろしくお願いたします。本日は曾我部座長、また検討会の各構成員の皆様、また事務局の皆様、このような場をご提供いただきまして深く御礼を申し上げます。ありがとうございます。着座にて失礼いたします。

まず冒頭でございますけれども、この大阪府の「インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」につきましては、この本検討会の3つの検討すべき事項のうち選挙運動期間外における中長期・予防的な対策の観点からご説明させていただきたいと思えます。この条例につきましては、必ずしも選挙運動期間中に特化したものではないという点について、まずご留意いただければと思います。

まずこの条例を作った制定の背景でございますけれども、スマートフォンやSNSの普及によりまして、インターネットというのは生活に欠かせないものになっているという状況です。その一方で、匿名性や情報の拡散性を悪用した誹謗中傷でありますとか、プライバシー侵害、不当な差別的言動などの人権侵害が多発しているというところなんです。また実際に被害を苦しめ命を絶つという痛ましい事案も発生しているということであり、喫緊の社会課題であると認識していると

ころでございます。被害者が削除を求めようとしたしましても、時間や費用がかかるというだけではなくて、特定の個人を対象としない差別的言動につきましても、既存の法律で対応が困難であるという課題がございました。大阪府では条例制定以前から差別を助長することが明らかな情報につきましては削除要請を行ってきましてけれども、プロバイダーが応じないというケースも多々ございまして、実効性の確保が大きな課題というところでございました。

このような背景を踏まえまして、令和4年3月の大阪府議会におきまして、議員提案によりましてこの本条例が全会一致で可決成立しまして、同じく令和4年4月に施行されたところでございます。さらにこの条例の附則につきまして、実効性のある施策を検討するという観点から曾我部座長にもご参画いただきましたが、学識経験者などからなります「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」を令和4年5月に設置しました。この有識者会議につきましては、表現の自由との調和、行政が公権力として関与することの是非、削除要請や発信者への対応のあり方など慎重な議論が行われました。

その取りまとめを踏まえまして、大阪府といたしましては削除要請や説示・助言の根拠を明確にするため、知事提案によりまして条例を一部改正いたしました。改正条例につきましては令和5年10月に施行されまして、削除要請や説示・助言に関する指針につきましては後ほど述べさせていただきますが、令和6年4月から施行されているところでございます。

この条例の狙いでございましてけれども、インターネット上の誹謗中傷や差別などの人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることを目指しております。条例の主なポイントをこのスライドで載せておりますけれども、具体的な構成でございまして、まず前半部分におきましては府や府民及び議会の責務等について規定をしております。さらに令和5年度改正で新たに第6条といたしまして事業者の責務につきましても規定をいたしまして、インターネット上の人権侵害防止に対する理解とインターネットリテラシーの向上を求めるものとなっております。

条例の中盤以降におきましては大阪府が実施する施策について規定しており、大きく3本柱で構成されています。基本的施策第8条のところでございます。1つ目といたしましては、インターネットリテラシーの向上に資する啓発や教育に関する施策の実施でございます。2つ目といたしまして、相談支援体制の整備です。対象者を被害者に限定せず、加害者に対しても再発防止などに向けまして支援すると条例で規定している点は特筆すべき点かと考えております。これを受けまして、令和5年11月に開設いたしました大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル専門相談窓口「ネットハーモニー」では、被害者だけではなく加害者からの相談についても受付を行い、支援を行っているところでございます。3点目

といたしまして、人権侵害情報の対応ということで、具体的にこの後述ベさせていただきますが、削除要請や説示・助言に関する規定です。これは先ほどご説明申し上げた通り、令和5年の条例改正において新たに追加された事項ということでございます。

次が条例で今ご説明した内容を図式化したものでございます。

具体的に条例の一部改正で規定された内容について順次ご説明を申し上げます。1つ目が不当な差別的言動などの定義の明確化というところでございます。この条例第2条第1号におきまして、削除要請や説示・助言の対象となる不当な差別的言動というのを明確に定義付けいたしました。具体的には、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認などの共通の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせなどの言動、または当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、もしくは誘発すると判断できる言動という風に規定したところでございます。

2つ目といたしまして、条例の第12条でプロバイダーへの削除要請の根拠規定を設けております。この条例では府内に居住、通勤、通学する「特定の個人」、もしくは「当該個人により構成される集団」、または「府内の特定の地域」に関する不当な差別的言動に係る侵害情報があることが明らかであり、被害者からの申出があったとき、その他必要があると認める時に、府がプロバイダー等に対して削除要請、または国などの機関に対する通報ができるという規定にいたしました。なお、侵害情報の定義でございますけれども、後ほどご説明させていただきます「インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針」で規定しています。人格権を侵害するものということで4つの類型を挙げております。名誉毀損、名誉感情の侵害、プライバシー侵害、私生活の平穩の侵害、これを限定列举という形で整理させていただいております。基本は被害者からの申し出を基本としておりますけれども、「その他必要があると認める時」といたしまして、特定の地区がいわゆる同和地区である、またはあったとする情報の摘示に関して情報提供があった場合などは、被害者による自主的な被害の拡大防止・回復を促すことが見込めない時においては、被害者からの申し出を前提とせず府において削除要請を実施することとしております。

3つ目といたしまして、行為者の説示または助言ということで、これは条例第13条に規定しています。プロバイダーへの削除要請を行っても情報が削除されず、発信・拡散した者が明らかであるなど必要と認める時は、府はその者に対し情報の削除に向けた説示または助言を行うことができるということとしました。これにつきましては有識者会議の議論を踏まえまして、説示と言いますのは当該情報が侵害情報であるとして事理を説示し、反省を促し削除を求めるもの。助

言につきましては情報の問題点を指摘し、人権意識の涵養を促すとともに紛争解決の方向として削除を促すものとしております。

次のページで4つ目でございます。審議会への諮問ということでこれは第15条に規定しております。削除要請などや説示・助言を行うにあたっての基本的な考え方につきまして、大阪府人権施策推進審議会に諮問し意見を聴く仕組みを設けました。有識者会議などの議論を踏まえまして、事案ごとに個別に削除要請などの可否について諮問することは、事案の即応が求められる状況におきまして迅速性を著しく損なうということから、削除要請や説示・助言にあたっては有識者からの助言を必要としない仕組みとすると整理されたところでございます。ただ施策検証、削除要請、説示・助言を行うにあたっての基本的な考え方については、あらかじめ有識者の意見を聴くことと条例で規定されています。この規定を受けまして、大阪府の人権施策推進審議会への諮問、答申を経まして、令和6年4月に先ほど申し上げました指針というのを策定しまして、先ほど申し上げました侵害情報の定義など事務執行の基本的な考えを取りまとめたところでございます。

さて、不当な差別的言動と誹謗中傷の考え方の整理について少し触れさせていただきます。先ほどご説明した指針に基づきまして、表現の自由の保障との調和に配慮した上で、「不当な差別的言動に係る侵害情報であることが明らかである」と判断できる情報に限り、条例に基づきまして削除要請の対象としております。一方、誹謗中傷につきましては有識者会議の「取りまとめ」におきましても、「どういった情報が違法性のある誹謗中傷や差別的言動に当たるのか明確にする必要があるが、行政において判断することは難しいものとする」と整理されたところでございます。さらに取りまとめにおきましては、「特定の個人に対する誹謗中傷や不当な差別的言動などであると明確に判断できない情報の対応については、現在の法整備などの状況を踏まえると直ちに削除要請などの直接的な被害救済を実施することは難しく、府としては被害者自身による被害回復への支援を行っていくことが求められる」とまとめられたところでございます。

よって誹謗中傷につきましてはこの取りまとめの考え方を踏まえまして削除要請などの対象外としていますが、先ほど申し上げた専門窓口「ネットハーモニー」において被害者からの相談に応え、必要な助言を行い、被害者救済を図っているところでございます。

条例第12条に基づく削除要請の状況でございます。令和7年度の状況でございますが、市町村及び相談窓口「ネットハーモニー」からの通報は97件ございまして、全てがいわゆる同和地区の識別情報の摘示に関する事案となっております。そのうち31件についてすでに閲覧できない状態になっております。また過去に削除要請を行ったものの、再度削除要請を行ったものが35件ございまして

て、そのうち 21 件について同じくすでに閲覧できない状態となっております。

次に条例第 13 条に基づきます説示・助言についてでございます。令和 7 年度の実績でございますが、削除要請を行ったもののなお現存している案件のうち、発信者の特定が可能であった 3 名に対しまして説示 2 件、助言 1 件実施いたしました。全てがいわゆる同和地区の識別情報の摘示に関するものであり、説示を行った投稿 56 ページのうち 25 ページについて閲覧できない状態となっております。

次に被害者に寄り添い孤立を防ぐための総合的な支援といたしまして、大阪府の方ではインターネット誹謗中傷・トラブル専門相談窓口「ネットハーモニー」を開設しております。先ほど申し上げた通り、令和 5 年 11 月に開設したところでございますが、府内に在住、在勤、在学されている方やその親族等であればインターネット上の誹謗中傷やトラブルにつきまして、電話や LINE、メールなどでどなたでも無料でご相談することができます。なおこの本相談窓口につきましては、一般財団法人大阪府人権協会へ委託して実施しております。

資料につきましては、令和 7 年度の相談実績でございます。新規受付件数が 628 件、延べ受付件数が 1005 件でした。手法では LINE による SNS の相談が最も多く、次いで電話による相談が多い傾向でございます。また被害者からの相談が大半でございますけれども、加害者からの相談も一定数ございました。侵害種別では誹謗中傷が最も多くなっており、相談対応では助言が最も多くなっております。

このページ以降はこの専門相談窓口「ネットハーモニー」で取りまとめております、一昨年度になりますけれども令和 6 年度、2024 年度の年次統計分析報告書により抜粋したものといたします。細かい事例につきましては時間の関係もございましてので割愛させていただきますが、具体的な相談内容と対応につきまして、誹謗中傷、差別、違法情報、有害情報、その他の 4 つのカテゴリーに分けてまとめております。次の 10 ページ、こちらにつきましては相談内容のうち特徴的な事例に関する対応をまとめております。

次の 11 ページは、「ネットハーモニー」では相談内容によっては相談者を弁護士などの専門家に相談できる専門家相談につなぐ仕組みを備えております。令和 6 年度の主な実績、事例につきまして掲載しています。令和 7 年度はまだ事例の方は出ておりませんが、全体で 13 件の弁護士相談を実施しております。

教育啓発の取組でございますけれども、時間の関係で一部割愛させていただきますが、大阪府では 2 月を「インターネット上の人権侵害解消推進月間」といたしまして、啓発活動を集中的に展開しております。1 つ目のターゲット広告というのは SNS 上で誹謗中傷や差別につながる可能性のある単語を検索した

利用者につきまして、SNS 上で注意喚起のメッセージを表示し、クリックした利用者を府の啓発ページへ誘導する取組を行っております。令和7年度につきましては X、YouTube、LINE の3つの媒体で実施しておりまして、クリック数は資料の掲載の通りとなっております。

次に人権啓発の出前講座でございます。令和6年度は、これは私ども人権擁護課の職員が企業や学校へ出向いて研修を行っているものでございますけれども、年間35回実施しまして、令和7年度はオンデマンドの配信も導入したということもありまして、全体で58回の出前講座を実施しまして約1.5倍増加しました。学校向けにつきましては46回、社会人向けにつきましては12回実施しているところでございます。

そしてスポーツ組織と連携した啓発活動についてでございます。これまでプロバスケットボールチーム「大阪エヴェッサ」と連携した啓発活動を行ってきております。令和7年度につきましては府内の全ての小・中・高、支援学校に通う約90万人の生徒・児童の方々に専門窓口「ネットハーモニー」の情報を記載した啓発カードを配布いたしました。いつでもどこでも手に取ってもらえるように、必ず皆さん生徒手帳というのをお持ちでございますので、生徒手帳に収まる名刺サイズの大きさのカードをお配りしたところでございます。

最後でございます。国の動きと今後の課題ということで、令和7年4月ですけれども情報流通プラットフォーム対処法が施行されました。これはインターネット上の特定の個人に対する誹謗中傷については、表現の自由の観点から行政が直接削除要請を行うということが難しいということなので、被害者自身が基本的にはプロバイダーへの削除要請や司法手続きを通じて被害回復を図ることが原則となります。こういった中で国においてはプロバイダー責任制限法が改正されまして、この法改正によりまして情プラ法が施行されました。この改正によりまして、大規模プラットフォーム事業者に対しまして、被害者からの削除申し出から原則7日以内に結果と理由を通知する義務や削除基準の公表など、削除対応の迅速化と運用状況の透明化が義務付けられたところで、被害者救済に向けた一定の前進が期待されているのかなと考えているところでございます。

ただこの情プラ法に基づく削除要請の手続きは非常に難解でありまして、被害者本人が自ら行うことは容易ではありません。被害者が孤立し追い詰められることを防ぐため、府としてはネットハーモニーを中心とした相談体制を通じ、法的・技術的助言や心理的ケアによる寄り添い支援を継続していくことが不可欠と考えております。

次に国への要望でございますけれども、先ほど申し上げた通り、集団や特定の地域に対する不当な差別的言動というものにつきましては被害者が声上げにくい状況があり、行政による対応が不可欠という風に考えております。府がプロバ

イダーへ削除要請を行った場合でも、プロバイダーが定める判断基準を理由に削除に応じないケースも依然として少なくはありません。

また一方で、情プラ法の規定では被害者本人、また弁護士などの法定代理人のみが削除要請など権利回復を行います。行政が被害者に代わって削除の申し出を行うことはできません。この削除要請の実効性の確保というのが今後の課題と認識しておりまして、大阪府ではこの課題解決に向けまして国に対しまして情プラ法に基づくガイドラインにおいてプラットフォーム事業者が公的機関専用の申し出フォームを設ける旨を明記することを要望しております。

最後になりますけれども、インターネット上の人権侵害は拡散性が高く、完全な解決が困難と考えております。大阪府は今ご説明いたしましたけれども、条例に基づく削除要請や説示・助言、相談支援、教育啓発を通じまして粘り強く取組を続けております。同時に行政による削除要請の実効性の確保という課題もございます。先ほど申し上げた通り、国に対しましても公的機関専用フォームの整備でありますとか制度のさらなる強化を要望しております。今後も条例の趣旨に則りまして、誰もが被害者にも加害者にもならない人権が尊重されるインターネット社会の実現に向けて取組を進めていきます。今日のお話がこの検討会の参考になれば幸いです。ご清聴ありがとうございます。

【座長 曾我部 真裕】

はい、どうもありがとうございました。そうしましたら質疑応答の時間に入りたいと存じます。約20分程度を予定しておりますので、構成員の皆様方からご質問ありましたら是非お願いいたします。いかがでしょうか。はい。では漆田様お願いいたします。

【構成員 漆田 義孝】

2つぐらいその取組について伺いたいことがありまして、1つ目が大阪府のインターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例について、例えば最終的に申し出をした本人が誹謗中傷されているとか差別されていると感じた場合のみ相談ができるものなのか、自分が属する属性自体が誹謗中傷を受けているみたいなものについても相談できるものなのかというところを伺いたいなと思ったのと、あとは2つ目の事例で紹介されたターゲティング広告が、例えばどういうワードを、明確な単語レベルでは共有できないかもしれないですけど、例えば地域の事に関することなのか、ジェンダーとかそっちの方までいろんなキーワードをターゲティングのワードにしたのかなど伺えたらと思いました。

【大阪府 府民文化部 人権局 人権擁護課 川村課長】

はい、ありがとうございます。まず1点目のところでございますけれども、先ほど申し上げたように、いわゆる誹謗中傷については条例の対象外ということ

になりますので、これにつきましてはネットハーモニーへの相談ということになりまして、いわゆる不当な差別的言動に当たるかどうかについて私どもの方で指針に基づきまして判断をしていくという形になっています。

もう1つのターゲティングにつきましては、誹謗中傷、いわゆる公の会議であるため、具体の単語名は避けさせていただきますけども、約200ぐらいの単語、いわゆる差別的と言いますか、もちろんジェンダーのことも含めてですけれども、そういう単語をピックアップいたしまして、それを検索とか書き込んだりした場合にヒットした場合に誘導するような仕組みを整えているものでございます。

【構成員 漆田 義孝】

ありがとうございます。すいません、1つ目の質問の仕方が悪かったですけど、例えば誹謗中傷が対象外ということにして、例えば人権侵害だなと感じたという時に、それが自分個人だと明確に分かった時のみその申告ができるものなのか、あるいは自分たちの属性に関するものだという時点で要請できるものなのかというか、その辺りをちょっと伺えたらと思いました。

【大阪府 府民文化部 人権局 人権擁護課 川村課長】

確かに自分の属性に関するものということであれば、中身にもよると思いますが、いわゆる不当な差別的言動に当たるものであれば、もちろんまず本人が当然削除要請をするというのが大前提になりますが、それでも削除されなければということで本人からの申し出があれば、大阪府の方で、条例・指針に照らし合わせ、判断をした上で、差別的言動であれば削除要請を行うということでございます。ただ今の段階でこういう事例は発生はしていないというのが実情です。

【構成員 漆田 義孝】

ありがとうございます。もう1つだけ、定義の差別的言動の定義の明確化の中に「信条」って言葉が入っていますが、その信条っていうのが例えば今回の検討会のテーマになってる政治・政策に関するところまで対象となっているのか、そういったところはやっぱりまた別だよねというところなのか、この信条っていう言葉についてもうちちょっと伺えたらと思いました。

【大阪府 府民文化部 人権局 人権擁護課 川村課長】

そうですね。そこは非常に難しい部分でございます、特に選挙の期間、選挙運動というのはやっぱり特殊になってくるかと思えます。我々は平時の条例でございますので、そこについては少し慎重な検討が必要なのかなという風に考えております。

【構成員 漆田 義孝】

ありがとうございます。

【座長 曾我部 真裕】

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。はい、では河村構成員お願いします。

【構成員 河村 和徳】

はい、色々勉強させてもらったんですけども、1点だけ後学のために聞かせていただきたいのが、大阪府はヘイトスピーチ解消推進条例も作ってらっしゃると思うんですけども、条例をたくさん作るとどのような形で運用するかよく分からないんですけども、実際にヘイトスピーチ解消推進条例などと内容的には被るところもあったり、被らないところもあったりということで、運用上の取り扱いで気にしている、選挙に関しても特定してるのがどうなのかもちょっとあるもんですから、もしですね、そういう運用の中で選挙でこういう形になり、そうでない場合とおそらくあると思いますので、その辺りもし運用上ですね、気にしてらっしゃることとか、制度設計上留意した方がいいところとか、ご知見があれば教えていただければと思っています。

【大阪府 府民文化部 人権局 人権擁護課 川村課長】

はい、ヘイトスピーチ解消条例につきましても、私ども人権擁護課が所管している条例でございます。これにつきましては条例の立て方というのは各自治体によって変わってくるかと思えますけれども、我々は国と同じく理念的な条例ということでヘイトスピーチを解消していきましょうというような条例の立て付けになっております。実務的に申し上げますと、実際のところインターネット上で出てくるといった投稿というのは、逆にこのインターネット上の誹謗中傷の条例を適用して、ヘイトスピーチについて、令和6年度ですけれども削除要請の実績はございます。そこは少し若干切り分けて対応させていただいているというところがございます。

【構成員 河村 和徳】

ありがとうございます。やっぱり選挙は迅速性の関係がありますけれども、やっぱりヘイトスピーチは事実認定とかそういう部分で丁寧にやらなきゃいけないということで、若干のその運用上の差のところも多分手探りだと思いますので、もしよろしければ今後情報いただけるといいかなと思います。ありがとうございました。

【座長 曾我部 真裕】

はい、ありがとうございます。では高橋構成員お願いいたします。

【構成員 高橋 広希】

高橋です。条例の関係ですが、第13条で「当該侵害情報を発信し、また拡散した者が明らかであり、必要があると認める時はその者に対し、当該侵害情報の削除に向けた説示又は助言をすることができる」とありますが、実際にその資

料を拝見しますとそこまで至ったケースは多くはないとは思いますが、発信者の特定はどういう形でされているのですか。それと説示っていうのは具体的にはどういう内容を告げているのか、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

【大阪府 府民文化部 人権局 人権擁護課 川村課長】

はい。ありがとうございます。なかなか特定するのは非常に難しいんですけど、やはり明確に発信者が分かる場合、例えばダイレクトメッセージなどを使って実際こういう説示とか助言を行ってるんですけども、説示と言いますのはちょっと強めでございます、要はこの投稿についてはやっぱり人権侵害情報に当たるといことですので削除しなさいという風な行政指導というものでございます。

【構成員 高橋 広希】

なるほど。これは行政指導という位置付けになるってということですか。

【大阪府 府民文化部 人権局 人権擁護課 川村課長】

はい。そうです。

【構成員 高橋 広希】

続けて恐縮ですが、例えばX上でそういう発信があったとして、X上のダイレクトメッセージが閉じられていて、X上でメッセージを送ることができない。ただ、発信した者が明らかであって、その他の連絡先が分かっているとか、そういった場合にはその発信された SNS 等以外で連絡を取るってということもありますか。

【大阪府 府民文化部 人権局 人権擁護課 川村課長】

そうですね、今までそういうケースがないのですが、行政指導ですので、あくまでも1対1という関係でないと他の人が見られるという形ではできない形になります。基本はダイレクトメッセージの形、もしくは文書で行う形で実施しているのが現状でございます。

【構成員 高橋 広希】

ありがとうございます。

【座長 曾我部 真裕】

はい、ありがとうございます。では河村構成員お願いします。

【構成員 河村 和徳】

すいません、先ほど聞き忘れたのですけれども、今回我々の検討会って、選挙管理委員会という独立行政委員会の部分もあるものですから、その選挙管理委員会と、いわゆるヘイトスピーチを管轄する部局との関係性についてですね、少しどういう整理をされているのかちょっと教えていただけると。やはり選挙管理委員会って一応建付け上は独立していることになってますし、その辺りの

連携の程度の部分をやはり選挙を研究している側からするとちょっとやはり整理立てしておかないといけない部分もあるものですから、もしですね、こういう風に考えているよっていうところがあるようでしたら教えていただければと思いますし、先ほどおっしゃられたように多分これからだとは思っているので、ちょっと起きてみてからとこれから少し考えていこうと思ってまだ考えてないところでは考えてないで構いませんので、教えていただければと思います。

【大阪府 府民文化部 人権局 人権擁護課 川村課長】

はい。まず、ヘイトスピーチの要件というのが、ヘイトスピーチ解消推進法によって3種類の要件がございます。基本的には私どももその3種類の要件に基づいて、それがいわゆる特定の集団に当たるかどうかというところからまず入っていきまして、それに該当するというのであれば削除要請の対象ということになります。

ただ、河村構成員がおっしゃっておられるように、選挙という、時間も限られているという中での検討というのは我々もしているわけではなくて、あくまでも平時の検討というところでの対処ということになりますので、そこは今後どうしていくのかというところですね。実際ネットハーモニーという相談窓口がありまして、この検討会に臨む前に選挙に関するネット相談について確認いたしまして、昨年度参議院選挙とか衆議院選挙はございましたけれども、そういう相談というのはありませんでした。よってその検討は現時点ではまだ行っていないというのが実情ではございます。

【構成員 河村 和徳】

ありがとうございます。

【座長 曾我部 真裕】

私からいいですか。啓発で少しお伺いしたいのですが、資料で申しますと、13 ページのところですかね、出前講座等々のところですが、これは別に大阪府さんだけじゃないですが、啓発というどうしても子供というか小中高校生を対象に学校に行って何かやるっていうことが標準的のように思うので、そういうことで言うところの大阪府さんの取組には違和感はないのですが、しかしながら実際にはですね、世代で見ると若者の方がリテラシーは高いですね。むしろ啓発が必要なのは中高年なわけで、ただ学校のようなポイントがないのでアプローチが難しいというのは事実だと思いますけれども、意識的にいろんな接点を見つけて中高年に啓発を進めていく必要があるように思うのですが、その辺の問題意識でありますとか、取組のようなものがありましたら、教えていただきたいと思います。

【大阪府 府民文化部 人権局 人権擁護課 川村課長】

はい。資料ですね、13 ページの事業内容の事業者等というところの方をご参

照いただければと思いますけれども、令和6年度からですけれども、企業が集まる協議会がございまして、そこに私どもが働きかけを行いまして、企業のいわゆる人権担当者の方を対象に、私ども職員が出向きまして、1回目は座学をさせていただいて、2回目はですね、ワークショップという形で自ら考えていただく、そういう取組を令和6年度、7年度もやっております。またあとは企業だけではなくて、学校の教員の方、こういう方々にも、夏休みにですけれども、そういう場を提供いただきまして、これも同じく私どもの人権擁護課の職員が出向きまして、そういうところでのリテラシー教育というところをさせていただくなど、広く企業とか我々も学校だけではなく、児童生徒だけではなくて、企業のとか学校の教員であるとか、そういうところに、ワークショップが中心になりますけれども、そういうような事業展開を図っているところでございます。

【座長 曾我部 真裕】

ありがとうございます。そこは資料で拝見したんですけど、なんかもうちょっと地域の繋がりとかそういったところもあり得るのかなということを思いましたものですからご質問させていただきました。

あと1つ2つぐらいの時間はあります。ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですかね。なければまずこの質疑はこれ迄とさせていただきます。では川村課長、ご説明どうもありがとうございました。

ここで休憩がありまして、休憩後に議事の2に移るということになっております。再開は10時を予定しております。よろしくお願いいたします。

(2) 選挙期間外における中長期的・予防的な対策としてのリテラシー向上等に関するヒアリング

【座長 曾我部 真裕】

では10時になりまして、後藤先生もおいでになりましたので、再開したいと思います。

議事の(2)としまして、選挙期間外における中長期的・予防的な対策としてのリテラシー向上等に関するヒアリングであります。こちらでは社会構想大学院大学の後藤教授にご参加いただいております。後藤先生は主にメディア・リテラシーをご専門とされておりました、昨年度は日本教育メディア学会においてメディア・リテラシーSIG代表委員を務められたということです。そこで河村構成員らとともに「民主主義社会に影響を及ぼすSNSとマスメディアに対するメディア・リテラシー教育を考える」をテーマに研究会を開催するなど、本検討会で議論すべき内容にも精通されておられることから今回ヒアリングをお願いした次第であります。

後藤先生にご説明いただく前に、まずは宮城県におけるリテラシー教育、主権

者教育の現状につきまして、それぞれ教育庁と選挙管理委員会からご説明をいただきたいと思います。その後、後藤先生からご説明をいただきまして、最後に質疑応答の時間を設ける形で進めてまいりたいと思います。はい、ということで、では最初に教育庁の方からご説明をお願いいたします。

【宮城県 教育委員会 高校教育課 課長 千葉 忠幸】

教育庁高校教育課長の千葉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は本県におけます児童生徒への情報リテラシー及び主権者教育の取組につきまして、説明者に義務教育課長山尾も記載されておりますが、私の方からまとめてご説明差し上げたいと思います。1人1台端末が本県でも当たり前となった現状を踏まえまして、子供たちがデジタル社会を安全に歩み、主体的に社会に参画するための資質をどう育てていくかという観点で、義務教育と高校教育それぞれの取組についてご紹介させていただきます。

まずは小中学校における情報リテラシー教育について、でございます。現在、小中学生にとってスマートフォンやタブレットは日常の一部になってございますが、それに伴うトラブルも後を絶ちません。そこで義務教育課では単に操作方法ではなくて、メディアの特性を理解し自ら律して安全に活用できる情報活用能力と情報モラルの育成を最優先事項として掲げてございます。具体的な取組の1つ目がメディアとの付き合い方ガイドブックの作成と活用でございます。これは情報教育の第一人者でございます、東京学芸大学教職大学院の堀田先生をはじめとする有識者からご指導いただきまして作成した、非常に質の高い教員向けの指導資料となっております。この資料の強みは特定の授業だけではなくて、道徳や総合的な学習の時間などあらゆる場面で活用できる教科横断的な作りになっている点になります。教員だけでなく、保護者懇談会等でも共有し、学校と家庭が一体となって子供たちを守り育てる体制を構築していくこととなっております。

2つ目は子供たちの感性に訴えかける「60秒情報モラル」という動画教材になります。SNSのやり取りやセキュリティの問題など、日常で起こり得る場面を想定した約40本のショート動画を公開しております。あえて1本60秒と短くすることで、朝の会や帰りの会など短時間でも手軽に視聴できるよう工夫してございます。動画を見て終わりにするのではなくて、視聴後の短い話し合いを通じて、子供たち自身に自分だったらどうするかという気づきを促すことを大切にしています。

続きまして県立高校における情報リテラシーの育成及び主権者教育の取組についてご説明いたします。各高校では現在、教科指導と実践的な活動を通じて情報リテラシーの育成に取り組んでおります。情報Iの授業では、情報の探索、評価、発信といった基礎的な知識や技能を学び、公共の授業では主権者として良識

ある判断を見つけることの重要性について学習しております。これに加えて、警察や携帯電話会社などの協力を得ながら、ネット被害未然防止教室を全校で実施しまして、SNS やスマートフォンの危険性を正しく理解するとともに、適切な利用のあり方について生徒自身が考える機会を設けております。

また、主権者教育の取組としまして、選挙管理委員会と連携し、授業等において出前講座や模擬投票を実施しております。多様な情報が溢れる中で、生徒一人ひとりが主権者として自立し、社会の構成員として主体的に関わる資質能力を育成することを目的として実施しております。

最後に今後の展望でございます。SNS の普及によりまして、生徒が多様な情報に触れる中で、情報の真偽、発信者の意図を見抜き情報を正しく理解し活用する力の重要性がますます高まっていると認識しております。義務教育段階では研修をさらに充実させ、AI 等の最新動向にも対応した情報リテラシーの周知を継続していくこととしております。高校段階におきましては、情報リテラシーの育成において先進的な取組を行っている学校の実践事例を収集しまして、県内の学校で共有することで取組の質の底上げを図ってまいります。合わせて、情報リテラシーの育成は、良識ある主権者として社会に参画するために不可欠な資質能力であると考えております。このため、総務省、文部科学省の副教材「私たちが拓く日本の未来」や、今後作成の本県独自の主権者教育指導ガイドラインを活用しながら情報リテラシーの向上と主権者教育を一体的、実践的に推進してまいります。以上、ご清聴ありがとうございました。

【座長 曾我部 真裕】

はい、どうもありがとうございます。続きまして選挙管理委員会の方からご説明をいただきます。よろしく願いいたします。

【宮城県 選挙管理委員会 事務局 主幹（班長） 太田 雅俊】

宮城県選挙管理委員会事務局の太田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。端の方におりますのでカメラ映ってございませんがお許しいただければと思います。

私の方から宮城県選挙管理委員会で行っております主権者教育の主な取組についてご紹介をさせていただきたいと考えてございます。駆け足になりますが、このような中身でお話をさせていただきます。また日頃から河村先生、それから漆田さんの方にはですね、ご指導いただきましてどうもありがとうございます。

まず選挙管理委員会の立ち位置でございますけれども、公職選挙法の第6条の方で選挙に関する啓発、周知等がこのように記載されているところでございまして、都道府県の選挙管理委員会、この後市町村の選挙管理委員会も続きますけれども、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治意識の向上に努める、それから選挙に関して必要と認める事項を選挙人に周知させなければならないという

風に規定されてございまして、こういったところに基づいて我々主権者教育に取り組んでいるという風に理解をしております。

次に選挙管理委員会の期待と限界ということで書かせていただいておりますが、現状投票率が低下傾向、それから若年層の投票率が低い状況でございますが、そういった中で選挙管理委員会の主権者教育に対する期待というのは、私10年前にも選挙管理委員会におりましたけれども、やはり年々高まっているのではないかという風に実感としても感じてございます。

一方で課題といたしましては、やはり我々の本来の役割といたしまして、その選挙啓発の枠組みを超えた取組、こういったところにはやはり限界があるのではないかなという風に感じてございます。またそれから公平中立等を意識した取組っていうのも必要になってくるという風に思います。体制面や内容面、こういったところも考慮しながら、ということになろうかと思っております。そういった中でやはり選挙業務、それから選挙の枠組みという大きな中で、我々主権者教育の充実とか質的な向上をどういう風に図っていくのかというところが考えていかなければいけないところという風に感じてございます。

実際の我々の取組でございますけれども、まず1つ目が選挙啓発リーフレットの作成ということで、県内の全小学校、主に6年生、それから中学校3年生、高校3年生にそれぞれ配布をしているところでございます。この左側が小学校向けで、選挙の意義であるとか選挙のクイズ、それから右側が中学生向けになりますけれども、こちらも選挙の意義や、若者が投票に行かないとどうなるのか、こういったところを載せてございます。それから高校生向けになりますけれども、高校生向けについては少し選挙に知識を持っていただきたいということで、投票所のレイアウトであるとか、こういった書き方をすると無効になるとかより踏み込んだ内容ということで作成をしているものでございます。

それから選挙出前講座の実施でございます。どの選管さんも多分やられているとは思いますが、宮城県の場合は主に高校を対象として実施をしております。県内約30校で実施をしているところでございます。およそ役割分担といたしましては県選管で10校から20校、市町村選管で同じく10校から20校ということで、役割分担をしながら実施をしているというところでございます。内容といたしましては、講義の他、先生や生徒による演説を含めてですね、模擬投票を実施したりとか、生徒同士による意見交換をしたりとか、こういった中身で実施をしているところでございます。

それから令和6年から取り組んでいる内容になりますけれども、学都仙台コンソーシアムという組織体と連携もしくは委託をして取組を進めてございます。狙いといたしましてはその若年層の投票率向上に向けた取組ということで、この学都仙台コンソーシアムというのが主に県内の大学で構成された組織体でござ

ざいまして、やはり 20 代前半の投票率が全国どこを見ても低いという状況でございまして、そういったところに何とかアプローチできないかということで、取組を始めたものでございまして。内容といたしましては、社会課題について考えるワークショップ等を実施してございまして。狙いとしては最終的には若年層の投票率向上というのはございましてけれども、やはり一朝一夕にその数字だけを求めても率が上がるものではないという風に考えてございまして、社会や政治、選挙との繋がりを意識するきっかけ、場づくりですね、こういったことを通して、やはりそもそも社会を見る力を持った主権者というものを育成していく必要があるのではないかという視点に基づいて取組を進めてございまして。主な内容といたしまして、大学さんによってやり方色々ありますけれども、例えば選挙カフェという風な名前をつけてですね、軽食であるとか飲み物を用意して、なかなか選挙と言いますと硬い話題になりがちですので、リラックスした雰囲気の中で政治や選挙について話ができるようなイベントを実施したりしてございまして。やっている実感としては特にケーキなんかを用意するとですね、非常にこう明るくなってですね、進みやすいなというところも感じております。

それから公開講座という形で実施いただいているところもございまして。こちら宮城教育大学さんの例でございましてけれども、将来社会科の教師を志す学生さんを対象に、授業ということで取り入れていただいているものでございまして。

それから、これは昨年度実施したものでございまして、選挙啓発ポスターコンテストということで、昨年度ちょうど宮城県知事選挙がございましたので、コンソーシアムの加盟大学の学生さんを対象に、ポスターコンテストを実施させていただきまして、最優秀となったこのポスターについては選挙啓発でも実際に作成をして、活用したというところでございまして。

それから、これも昨年の初めての試みではございましたけれども、市町村選挙管理委員会と大学生の連携というところで、こちら名取市という選挙管理委員会、それから地元の尚絅学院大学という大学の学生さんですね、5名が手を挙げて下さいましたので、その大学生の意見をもとに選挙啓発の企画を立案、それから実施をしたというものでございまして、学生たちの意見としてはやはり子供たち、子供の時代から選挙について意識をする必要があるのではないかということで、ショッピングモールの方で模擬投票イベントを企画して、合わせていらっしゃる親御さんに知事選挙の PR をする、こういったイベントを開催したところでございまして。

我々この 2 年ぐらい、特に大学生を意識しながら取組を進めてきているところでございましてけれども、こういった啓発の中でもですね、様々な声は聞くところではございまして、やはり直接聞いてみても「選挙ってやる意味があるの」とか、「政治や選挙は自分に関係ない」とかですね、もしくは「SNS の情報につい

ては、そもそも真実かどうか興味がなくてストーリー性が大事だ」とかそういった意見もあったのがすごく印象的ではございます。そういった中でやはり今の若い人たちが社会との繋がり、関わりであるとか、もしくは SNS との関わり、そういったところに、我々もなんとか入っていく必要があるのではないかなという風に感じているところでございます。主権者教育で我々が今までやってきたことは、選挙の制度を主に伝えるということではございましたけれども、やはりそれ以上に重要なことがあるのではないかという風に、今は少し考えているところでございまして、内容面においても例えば先ほどのワークショップなどもそうですけれども、選挙というワードに限らず、若者が社会や地域課題に関心を持てるような内容にするとか、情報、SNS との関わり方を理解する重要性、こういったところを取り入れながらですね、人材育成の視点を踏まえた選挙講座っていうのをやっていきたいなという風に考えてございます。ただなかなか簡単にできるものではないので、まだ道半ばとは思ってはございます。

その中で今回リテラシー教育というのもテーマになってございますので、我々の取組といたしましては、例えば中高生向けのリーフレットに、令和6年になりますけれども、特に選挙の意義みたいな部分であるとか、リテラシーの要素、こういったところを追加したところでございます。以前ですと小学生向けのリーフレットにも投票所のレイアウトなど載せていましたけれども、いやそういったことよりも、そもそもなんで選挙ってやっているのか、選挙ってどうして大切なのだろう、こういったところを入れるように最近改めているところでございます。

また若者が投票に行かないとどうなるのかというところで、実際投票に行っている人の数を示すとか、またはこの下段の方になりますけれども、メディア・リテラシーにも触れることで、少しでもその情報の扱い方、取り方ですね、そういったところも意識をして欲しいなという風に感じているところでございます。

高校生向けであれば特にちょっとメッセージ性を強めていてですね、例えば投票という形で皆さんの思い、考えを社会に反映させることができるとか、なかなか私たち大人も、投票で誰に入れるのかっていうのは非常に難しい問題だと考えてございますが、若い人たちへ特にそういうところを意識しがちという意見もありましたので、正解・不正解っていう問題ではない、そういったところも入れながらですね、意識をしていただけるといいのかなという風に考えてございます。

それから、出前講座の中でも少しそのリテラシーの要素を最近追加するようにしてございまして、メディア・リテラシーというワード、それから考え方を入れるとか、SNS の特性としてそのアルゴリズム上ですね、情報が偏りやすいで

あるとか、我々としてお話できるのがやはり基本的な内容にとどまるかなとは思いますが、エコチェンバーとかフィルターバブルとかこういったところにも触れることで、少し選挙だけに限定せず、日頃からこういったところを意識していただくようなことで、出前講座が意義あるものになればいいなという風に考えてございます。

あとは選挙とSNSの関係ですね、例えばFacebookとかXでいいねとかですね、そういったことをした場合ってどういう風に考えたらいいのかとか、リポストしたらどうなるのか、こういったところもですね、やはり特に高校生についてはその18歳ということでクラスの中でも選挙運動ができる人とできない人が分かれてきますので、そういったところも意識しながら、こういった要素も最近は入れるように意識的に取組をしているというところでございます。駆け足で申し訳ございませんが、簡単ではございますが、選挙管理委員会の取組ご紹介をさせていただきます。

【座長 曾我部 真裕】

はい、どうもありがとうございました。では続きまして後藤先生からご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【社会構想大学院大学 教授 後藤 心平】

はい、よろしくお願いいたします。では、まずは私の紹介を簡単に。仙台市生まれです。大学卒業した後に放送局に勤務して実務経験を積みながら、東北大で博士を取ったという流れです。6年前に大学の教員になって今は社会構想大学院大学で教鞭を執っています。専門は教育工学ですけども、特にメディア教育、メディア・リテラシー教育、シティズンシップ教育、そういったところを専門としています。今日は20分ですけども、本当は20分で収まる内容ではありませんが、かなり駆け足で話しまして、その後の質疑応答でお答えできればと思います。

もう結論から申し上げますと、デジタル・シティズンシップ教育というこれから話しますが、その教育の効果が少なからず認められているということ。そして一部の自治体は教員研修を設けて、デジタル・シティズンシップを意識した教育の意識を高めようという風に試みてはいますが、デジタルに抵抗がある教員もいらっしゃる。そしてこの教育が民主社会を生きるために必要な資質、能力を身につけさせようとするものだっていうことを理解することが必要だと。そうならない理由は後ほど説明します。この教育が広がりを見せるには、国が政策として示すことも必要だろうということになります。

まず今日の話に関わる用語に触れておきますと、シティズンシップってというのは何なのかということで、より良い社会の実現に寄与するという目的のために、社会の意思決定や運営の過程において、個人として権利と義務を行使して多様な関係者と積極的に関わろうとする資質というのが経産省が出したものです。

シティズンシップ教育ということになったら、社会の一員として自立して権利と義務の行使によって社会に積極的に関わろうとする態度などを育成するために社会形成・社会参加に関して教育していこうという、それがシティズンシップ教育です。特にシティズンシップ教育の中心をなすのは市民と政治との関わり、同じような文脈で主権者教育も語られることがあります。

ではデジタル・シティズンシップってというのはどういうことか。この先 DC という風に言っていきます。インターネットとか SNS とかでデジタル技術を活用して社会に積極的に関与して、同時に責任ある行動を取る能力。これは単にネット上のルールとかマナーを守るだけだということではなくて、オンラインで自分の意見を発信したり、社会課題の解決に参加したりという主体的な姿勢も含まれています。

では本題に入っていきます。この DC 教育の現状としてまず背景にあるのが、今やデジタル技術は生活、ビジネス、教育、様々な場面で欠かせません。デジタル技術を使いこなせるか否かで、格差や民主主義社会を生きる市民としての権利などに不平等が生じる可能性がある。生活においてはオンラインで会話や買い物をする、これも日常的。さらには公共サービスもオンライン化が拡大しています。ビジネスでも大企業だけでなく、個人商店もオンラインを活用して商品・サービス PR して販売をするということが日常的。それから教育で言うと、GIGA スクールに今取り組んでいるところですが、児童生徒に 1 人 1 台学習用端末が配布されて、それを学習で使っている。さらにこの数年で生成 AI が容易に利用できるようになりました。様々な場面で利便性の向上、効率性、これが図られるようになってきています。

一方で、それらのデジタルテクノロジーをうまく使いこなすことができる人とできない人の間に、生活、ビジネス、教育の場において格差、民主主義社会を生きる市民としての権利、そういうものに不平等が生じる可能性も出てきています。もうすでに出ているかもしれません。そして本検討会に関係のある問題として、こういうことにも対応していかなきゃいけないということで、これは時事通信の 3 月のニュースでしたけども、直近の 2 月の衆院選で有権者が接した偽情報の約 8 割を事実と誤認していたという調査結果。それから SNS などで偽情報が急速に拡散する一方、それを訂正するファクトチェック情報が有権者には届きにくいというそういう状況がある。それから、誤情報の拡散力に対抗するためにメディアとか専門機関による効果的で迅速な検証・周知の仕組みづくりが急務だということをお伝えしています。そしてこの課題に対応することができる教育も必要だよということで、今日の話になるわけですが、デジタル技術を利用して社会に積極的に関与・参加する DC、デジタル・シティズンシップを身につける必要があります。この DC 教育が一体どういうものなのかということ

お話ししていきます。

アメリカの情報教育基準を策定する ISTE というところがあって、そこが 2007 年に示しています。ですからアメリカで普及していった、今は主に欧米でその取組が進んでいます。それから 2022 年に日本では総務省がその教育の必要性を示して教材も公開しました。経産省も 2022 年にオンライン上で教材を公開しています。総務省と経産省です。ちなみに経産省の教材は STEAM ライブラリーというところに格納されていましたが、それは去年の 9 月末で閉鎖して note の方に移行しています。ちょっと縮小したような印象があります。

じゃあ文部科学省はどうか。教育の所管の文部科学省ですけども、社会教育としてデジタルリテラシーの向上が大事だよねということで、総務省のこの教材を公式ホームページに掲載しています。で、初等中等教育ではと言うと、学習指導要領にはデジタル・シティズンシップとかデジタル・シティズンシップ教育という言葉が出てきていません。2021 年に開かれた GIGA スクール構想に基づく 1 人 1 台端末の円滑な利活用に関する調査協力者会議では議題には上がってきています。文科省ではその時に使われた「安心安全な利活用・デジタル・シティズンシップ」という資料がありましたけれども、それを公式サイトに公開していて、1 人 1 台端末の整備に伴う具体的な授業例とか教員研修の方向性を提示しています。こうした動きを受けて各設置者、それから教育委員会と学校現場で DC 教育を試行するケースが出てきています。DC 教育取り組んだことのある自治体をインターネットで検索するとご覧のところが確認されています。内容としては取組の背景について公式ウェブサイトで説明するとか、子供たちを対象に実践した内容、教員を対象にした研修の内容を報告しています。ただ国内ではわずかです、この教育の概念とか意義を周知していく段階が今もまだあるということですね。実践事例をまとめた本も出版されていたり、お伝えしたように教材が無料で利用できるような状況にもなっていたりするのですが、まだ全国的に見るとわずかです。

次に DC とメディア・リテラシーはどう関係あるのかと。先ほどの選管からの説明でもメディア・リテラシーという言葉が出てきて、何か関係があるのだろうなということは想像ができるころではありますけれども、メディア・リテラシー、この後は ML と表記しますけれども、構成要素としてはですね、国内では主にこの中橋 2014 が使われますけども、7 つあって、メディアを使いこなす能力、メディアの特性を理解する能力、メディアを読解、解釈、鑑賞する能力、メディアを批判的に捉える能力、考えをメディアで表現する能力、メディアによる対話とコミュニケーションの能力、そしてメディアのあり方を提案する能力ということになっています。

では DC は何なのかということで、DC に必要な 9 つの要素ということで、これ

は2019年にアメリカで刊行されたガイドブックを翻訳したものですけども、これはですね、「子どもの未来をつくる人のためのデジタル・シティズンシップ・ガイドブック for スクール」という本に示されています。9つの要素はデジタル・アクセス、デジタル・コマース、これはデジタルでの商取引、主に消費者としてデジタル商取引をするということですね。デジタル・コミュニケーションと協働、デジタル・エチケット、デジタル・フルーエンシー、これは情報に対する適切な判断と活用、情報評価能力ということになります。そしてデジタル健康と福祉、デジタル規範、デジタル権利と責任、デジタル・セキュリティとプライバシーということになります。

このDCとメディア・リテラシーがどう重なるのかというのを私が分類したものです。ご覧のように、多くのところでも重なっているのがご覧いただけだと思います。黄色マークしたところをちょっとピックアップしてみますと、メディア・リテラシーのメディアの特性を理解する能力っていうところで言うとデジタル・フルーエンシー、デジタル・セキュリティとプライバシーというDCの要素ですね。どう重なるのかっていうと、メディアの仕組みやアルゴリズムを知ることがデジタル空間の特性を理解するっていうことが重なりますし、メディア・リテラシーの3番目、メディアを読解、解釈、鑑賞する能力ですね。これはデジタル・フルーエンシーと重なりますよということで、デジタル上で飛び交う多様なコンテンツの意味を読解する。それから4つ目のメディア・リテラシー、メディアを批判的に捉える能力はデジタル・フルーエンシー、デジタル権利・責任というところと重なって、情報を鵜呑みにせず発信者の意図や真偽を評価検証する力。これはフェイクニュースなどに惑わされないための基礎であって責任ある情報消費者としての振る舞いですよということだとかですね。その他メディア・リテラシーの6つ目メディアによる対話とコミュニケーション能力とか、7つ目のメディアのあり方を提案する能力、こういったところとDCに必要な9つの要素も大きく重なるところがあります。

ではそのDCの視点を取り入れた授業作りということでお話ししていきます。インターネット・SNSの利用における様々な問題に対処するための教育としては情報モラル教育というのがこれもまた先ほどの事前の説明で出てきた言葉ですね。これが行われていました。情報モラル教育は2011年度に全面実施になった学習指導要領の中で触れられて、それから全国の小学校で取り込まれることになった。内容としてはですね、これはしてはいけませんよとか、これはしないようにしましょうという危険とかトラブルを回避させるための教育になっていました。現在はそうではないように文科省のウェブサイトでも示されてはいますが、どうしても現場での教え方としてはトラブル回避、危険回避の方向性の教育になりがちというのが今もあります。

その旧来の情報モラル教育での指導、自分が他人にされて嫌だと思ったことは他人にしたらダメですよとか、人の気持ちを考えて使いましょうという、これって単一の価値観だったり心情の想像だったりしたわけですね。これがDCの視点での指導になるとどうなるか、これがスライドの下段になります。自分が嫌だと思ったことでも他人は必ずしも嫌とは限らないかもしれない。他人がどう思っているかは対話をして聞かないと分からない。対話を通じて人の多様な考え方を認め合おうよということで、多様な価値観、コミュニケーションの創造ということがDCの視点を取り入れた授業づくりになってきます。もう1つのDCの視点ですね。これ主なものとしてその1、その2までしかお伝えできませんが、旧来の学校でのデジタル機器の利用方針としては授業と関係ないことには使わないようにしましょうね。何々をしないようにしましょうね。何々をすることは禁止しますよ。というような方向性でした。それがDCの視点でのデジタル機器の利用方針としては、〇〇のためにはこれをしましょうとか、△△のためには～～をしようとか、□□によって～～をするべきであるという利用制限ではなく、責任ある利用ということで教育していく授業をしていくということになります。

デジタル・シティズンシップを教育、実践する上でのポイントは、まず指導する側が一方的にルールとか決まりを押し付けないということ。そしてなぜそのような問題、トラブルが起こったのかっていうのを考えさせる。どうすれば良かったのか、今後どうすればいいと思うのか、それを子供たちに考えさせるということになります。

私が関わった広島県の事例を紹介します。これは広島県のモデル校に指定された広島県立庄原格致高校のDC教育のカリキュラムマップを示しています。3年間DC教育にモデル校として取り組みましたが、この高校ではですね、デジタル・シティズンシップの9つの要素をうまく様々な教科に溶け込ませて授業を展開しました。ここのつの要素は多様な知識、意識、態度そういったものに関する内容が含まれていますので、1つの教科で学ばせるっていうのは困難です。ですから、教科横断のカリキュラムを構成していった。1年目はですね、手探りで教科横断を検討しながらやってきました。そして2年目以降は教員研修であるとか、主担当になった教員が他の教員にヒアリングをしていって、ここの要素の中のこれ、あなたの授業これ使えるのではないか？というようなこと検討しながらカリキュラムに追加していったという流れがあります。青線で囲んだように多くは情報Iの授業で学べますけれども、例えば赤枠の2ですね、左側から見ると9の要素の中のデジタル・コマースですね。これはですね、その他の家庭基礎・消費者教育で学ばせることができたというものです。そして左側の6のデジタル健康と福祉ですね。この要素は保健の授業でデジタル機器の利用が自分の健康にどう影響するかということについて学ばせることができました。

関係者のヒアリングをしておきの振り返りです。カリキュラム自体は情報Ⅰの学習内容ということで学習内容を軸とするということで、他教科との関連付けがしやすかった、カリキュラムマップを作成しやすかったということをお聞きしています。それから多くの生徒に能動的に学ぶ姿勢が見られたと学習意欲が高かった。ベテラン教員の中にはデジタルについていけない人もいたよと、そしてデジタルは常に進化しているから、カリキュラムマップは頻繁にアップデートする必要があったよということが聞かれました。広島県自体も、客観的に評価をした内容が出ていまして、生徒にアンケートした結果、自分で課題を立てて情報を集めている生徒の割合が、この庄原格致高校モデル校では91.8%。で、その他のモデル校じゃない高校のアンケート結果では平均よりもこの6.8ポイント低くなっていたと。だからモデル校では91.8%、それ以外のところでは6.8ポイント低かったということですね。その他の項目においてもこのモデル校が上回っていたということで、広島県としてはデジタル・シティズンシップが生徒の意識として高まっているということで効果はあったのではという風にまとめていました。

私自身はですね、一部の授業を担当しましたけれども、アンケート調査ではデジタル社会を生きていることに対する意識の向上に関する記述が見られました。それからデジタル機器の利用について「してはいけない」というネガティブな方向で教育を受けてきた過去の経験に対してですね、デジタル社会は私たちの生活を豊かにするものとしてポジティブに捉えるといった記述が見られました。

これらのことからですね、デジタル・シティズンシップ教育は日々の様々な授業に溶け込ませて学ばせるっていうことに加えてですね、学校を超えて支える、私のような者とかそれ以外のいろんな団体・組織がありますけれども、そういったところの人が入ってきて支えるということによってより教育効果が高まる可能性があると言えると思います。

最後に課題と今後の展望です。教員の意識とスキルのばらつきということで、デジタルへの抵抗感、機器操作への苦手意識を持つ教員が消極的ということで、これはGIGAスクール構想の現場を含めて全国共通の課題になると思います。それから文部科学省が政策的な位置付けをしていかなきゃいけないということですね。現状では総務省の政策として必要性が述べられるに留まっています。教員研修などの効果を高めるには文科省が政策として押し進める必要もあろうかと思えます。で、本質的な理解の不足ということで、デジタル・シティズンシップ教育イコールデジタル機器の操作のこととか倫理・モラルの学習という表面的な理解が広がっているけれども、この教育っていうのは民主的な社会を生きるための資質能力、市民性ですね、そういったものの育成ですよというそういう観点が抜け落ちがちになるので気をつけなければいけないとか、そこも謳いなが

らやっていかなければいけない。さらには4つ目の項目、生涯学習としての必要性ですね。選挙の有権者は18歳以上、健全な民主社会の実現を目指すために子供だけじゃなく社会全体で学び続ける必要がありますよと。この事例としては大阪府吹田市のことをちょっとだけ話すと、市が市民向けのデジタル・シティズンシップ教育に関する情報を発信しています。その教育の意義とか、具体的に学校ではこういう授業をやっていきますよっていうことを特集して定期的に情報を発信しています。そういう地域住民全体のデジタルウェルビーイングに対する理解と協力を引き出す仕組みを構築しようという風な流れを今作っていきます。そして最後の項目ですね、報道機関の取材、報道がどのようなものなのかを知ってもらう活動に取り組む。報道機関が取材、報道をどういう風にしていきますっていうことをちゃんと、つまびらかに一般に周知していくってことが足りないということがあります。今話してきた教育の中でどういう風に報道機関が関わっていくかということになると思いますけども、こういう活動も含めてDC教育が進んでいくことが望ましいという風に考えます。私からの話は以上になります。

【座長 曾我部 真裕】

はい、どうもありがとうございます。そうしましたら、こちらも20分ほどですけども、質疑応答をいたしたいと思しますので、どなたからでもですね、挙手ボタンにて発言希望をお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

私から1つ伺いたいたんですが、一番最後の報道機関の問題なんですけれども、こちらはこういった問題意識でこれが課題として上がっているのかというところを確認させていただきたく思います。やはり、この検討会のテーマでもある偽情報の問題等々が背景になるということによろしいでしょうか。

【社会構想大学院大学 教授 後藤 心平】

はい、おっしゃる通りですね。報道機関が発信している情報とSNSから発信される情報、これは選挙・政治に関係するものという前提でのお話ですけども、これがインターネット上では混在しているという状況があります。報道機関もSNSでニュースを報じたり、インターネットにサイトを構えて報じたりしているということがあります。そういったものの情報とSNSで個人だとか、もしくはある団体、ある考えを持って何かを発信している団体の情報、これが混在していて、さらにはそのSNSに関する情報は、報道機関がある当事者を丁寧に取材して裏取りして伝えているというものとは性質が異なります。裏取りされていないとか、噂話とか、また聞きの情報の場合によっては膨らませて違う方向にミスリードして伝えようとするような情報があります。そういったものがあることから、特にSNSの情報を中心に収集している層からはですね、報道機関は何かを隠している、伝えられない背景には国と、国をまあ忖度してとかですね、それ

で伝えることができてないのではないか、そういう報道機関の実態とは乖離したようなことがインターネット上の空間では蔓延っている。そういうことで言うと、報道機関は自らの取材・報道プロセスっていうのを丁寧に説明する、知ってもらえるような機会っていうのを積極的に設けていかなければいけないのではないかなというふうなことです。

【座長 曾我部 真裕】

ありがとうございます。ちょっと選挙絡みで続けて恐縮ですが、関連して、教育庁さんと選管さんの方にもお伺いしたいのですが、それぞれの啓発や教育の中で、この報道機関の問題について、後藤先生のおっしゃっているような問題意識に基づくような内容を取り扱われているのかどうかといったあたり、時間の関係で簡潔に教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【宮城県 教育委員会 高校教育課 課長 千葉 忠幸】

はい、教育庁高校教育課でございます。具体的に県全体としてっていうことにはならないんですけども、例えば学校独自の取組としまして、例えば公共の授業等でですね、新聞の記事、おそらく色々な記事が出てくるとは思いますけれども、そういったものを各新聞社の記事を取り上げて、同じ題材なものだけでも違った観点で書かれてる記事等を示すことによって、報道のやり方によって捉え方が違ってくるなっていうことを学ばせるとか、そういう実践というのが実状ございます。

【宮城県 選挙管理委員会 事務局 主幹（班長） 太田 雅俊】

はい。選挙管理委員会の方からも説明をさせていただきます。直接的に報道機関というテーマで取り上げることはちょっとないかなと思いますけれども、今のような事例で、出前講座の中で、新聞の記事で同じテーマでも伝えられ方が違う、そういったことは学校さんとの話し合いの中で取り上げることはあります、その程度かなという風なところでございます。

【座長 曾我部 真裕】

ありがとうございます。今は多分伝統的なメディア・リテラシー教育だと思いますが、最近の偽情報絡みで言うと、逆効果もあって、結局そのメディアの方も主観的で偏っていると理解に結びつく向きもあったりするので、伝統的なメディア・リテラシー教育のそういうやり方がこの文脈でプラスになるかっていうのは若干、素人考えではありますが、ちょっと心配なところはあるという感想をもちました。古田構成員お待たせしました。よろしく願います。

【構成員 古田 大輔】

古田です。私から質問というかコメントですけども、主権者教育もメディア・リテラシー教育も、そして最終的にはこのデジタル・シティズンシップっていう非常に包括的な教育、これが非常に重要だと思っています。

ただ、デジタル・シティズンシップ教育に関して言うと包括的なだけに時間がかかるといふ、やっぱり課題があるのかなと思います。実際僕も取り組んでいる自治体とか学校の方に話を聞くと、熱心な担当者頼りだと。なので、これは幅を広げていくのが非常に難しい。まさに後藤さんも指摘していただいたポイントを皆さん課題に感じているなという風に感じました。そこでやっぱり必要になってくるのが、最終的にはこの DC 教育っていうような視座をちゃんと持ちつつ、短期的にはこの選挙とか偽・誤情報に惑わされないみたいな教育が必要ではないかと思います。私たちも、日本ファクトチェックセンターもそのメディア・情報リテラシー教育も取り組んでいて、世界の 180 のファクトチェック団体の、だいたい 7 割ぐらいがメディア・情報リテラシー教育も両方やっています。両方必要だということ。

じゃあ実際の教育のことに関してですが、今日主権者教育の方とかでお話いただいたものって、やっぱり主だったものって投票率向上のお話が多かったのかなという風に思いました。で、それ自体は僕すごく重要だと思います。選挙の仕組みとか意味を知ってもらうというの。私、前職で BuzzFeed というメディアの編集長をしていた時に一番若い正社員が 19 歳でした。僕が採用した子でしたが、彼はエンタメ担当をしていました。彼がある日僕に質問してきて「選挙っていつやっていますか？」と。でちょうど選挙期間中でした。で「今やっているよ」という風に教えてあげましたけれども、で、彼に言われてハッとしましたが、「でも僕が見ている YouTube とか TikTok には一切そんな情報ないですよ」という風に言いました。それで僕はすぐに行政に、選挙の広報は新聞社やテレビ局に出すのではなくて YouTube に出すべきだっていうのを僕は出しましたけれども。それぐらい本当全然知られていないので、やっぱりこういう取組は非常に重要だと思います。

同時に、じゃあ前回の衆院選とかで若者層の投票率が上がったのって、これは明らかに YouTube とか TikTok が影響しているわけです。でもそこでみんなが見ているものの多くは偽情報なわけです。ここにやっぱりすごく大きなギャップと問題があるわけですね。なので、信頼できる情報を YouTube や TikTok に流し、かつ YouTube や TikTok に流されている信頼できない情報に乗せられない教育っていうことをやっていかないといけない。先ほど曾我部さんの方からも指摘がありましたけれども、伝統的なメディア・リテラシー教育って実はそこが非常に弱い。メディア・リテラシー教育の関係者の方、今ちょうどアメリカのメディア・情報リテラシー学会の会長をされていた方が今日本に来ていますが、昨日お話をされていて話題に出るのが、実はクリティカル・シンキングと、メディア・リテラシーですごく重要とされるクリティカル・シンキングって陰謀論と非常に相性がいい。「自分の頭で考えろ」とみたいな言い方をすることによって、陰謀

論に誘い込む手口になっちゃっているっていうことがあって、その全ての情報を疑い、みたいな教育の仕方をしちゃうことも、そのメディアの意図を読み込め、みたいな教育をしちゃうことも、実は逆効果になりがちであると。というわけでその私たち JFC でやっているのって、本当に具体的にこういう情報があったら怪しいよとか、こういう風に検索したらより信頼性が高いものが見つかるよ、みたいな、やっぱそういう非常に実践的な教育をやっていく必要があるのかなと思いました。ありがとうございます。

【座長 曾我部 真裕】

ありがとうございます。後藤先生何かコメントがあれば簡潔にお願いします。

【社会構想大学院大学 教授 後藤 心平】

はい。今の最後の全ての情報を疑うみたいな方向でメディア・リテラシー教育が行われがちというかですね、行われていることがあるという話でしたが、国内のメディア・リテラシー教育の中で抜け落ちているところは、この批判的思考が情報を疑うっていうことではなく、冷静になってその情報を読み解くっていうことなんですね。複数の視点でその物事、情報を考えていくっていうことなので、その複数っていうのも二項対立の1対1ではなくて、1対3なのか4なのか5なのかですね、色々な立場の人の考え方があるんだなということをもまず考えるっていうことですね。考えて何かこう決めつけるとか、自分の考えを、意見を確定させる、それはまたその先の話で、考える場を作るっていうのがまずメディア・リテラシー教育の中では大事なのではないかなという風に思っております。

【座長 曾我部 真裕】

ありがとうございます。ではその他の皆様、ご質問やコメントなどありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。では河村構成員お願いいたします。

【構成員 河村 和徳】

はい。私は後藤先生のプロジェクトも若干コミットするので、もう少し実際に具体的に、今、後藤先生の SIG とかでやってらっしゃる取組なんかを少しご紹介していただいた方がいいのかなと思います。やっぱり実際に現場の先生とかの取組の事例とかを見ている時に、やはり裾野を広げてくっていうのと同時に、やっぱり学校教育だけにとどまるのではなくて、もう少しなんと言いますか、学校教育は基本であると思いますけども、広げていくっていいですかね。私自身も例えば宮城県の選挙管理委員会の出前授業で特別支援学校のところに行かせてもらいましたけど、やっぱ特別支援学校でもお母さんとかですね、やはり選挙の制度をよく知らなくて、それで勉強したいってというような話があるとか、そうやって広げていくプロセスの中でどんなことがやれるのかっていうのを、ご紹介いただければと思いますし、あと広島県で後藤先生あの「月刊選挙」で書いていただいた件、多分多くの方々ご存知ないかもしれないけど、少しその辺りご紹介

いただけるとありがたいかと思えます。

【社会構想大学院大学 教授 後藤 心平】

河村先生がおっしゃっていた日本教育メディア学会のメディア・リテラシーSIGという研究会で、この1年ですね、やってきたこととしてはですね、そういう選挙の誤情報に対応できる教育として、2月に事例報告をしてもらったものになります。その中の1つで言うと千葉県の高校の先生が、これもやっぱり熱のある教員が独自でやっていますが、生徒たちに選挙の候補者になって動画を作ってもらおうと。選挙活動の一環として自分のPR動画を作るというものをしていて、それを生徒たちが評価すると。あまりこう大げさだったり、他の候補者を批判する内容だったりっていうものはどうなのか、みたいなことを比較して、最終的にこう投票して1番良かった動画を決めるみたいなことをやっています。

あとは私も関わっている映像制作会社のプロジェクトでは、例えば消費税に関して、賛成だ、反対だ、色々な意見がありますけれども、じゃあ賛成だと言っている人はどういう根拠があって賛成だと言っているのか。そのメリットですね、どんなことがあるのか。それを動画にまとめて、もう一方で、じゃあ反対だと言っている人たちは何を根拠に反対だ、デメリットはなんだと言っているのかみたいな、それをまとめた短い動画です。3分ぐらいです。それを両方視聴させて、その後に議論させると。それは大学生を対象とした実践研究でしたが、そうしたところ、こっちの方が良くなった、こっちの方に賛成だとかこっちの方に反対になったとかですね、そういうことではなくて、自分が反対だと思っていた側の意見を科学的な根拠を示されて聞いたら、そういう考えもあるかということを知ることができた。そのこと自体がすごく重要だったかなという風に思います。そういう実践が、全国でも少ないとは思いますが、色々なところでなされているという状況があります。まだまだそれは公教育の中に一律で取り入れられていくのには時間がかかると思います。

次のお話になりますけども、広島県教育委員会の取組のことで重要なポイントとしては、子供たちに教えるっていうこと、先ほど私がスライドで紹介したこと以外に、教員自身が研修を受けるっていうことで、私とその教員研修の講師担当を3年やっていますが、その教員研修の中で全体的に、県としてこういう取組をやっていますよ、先生たちもそういう意識でこれから授業をやっていきますよっていう雰囲気を醸成していかないといけない。参加している先生方っていうのは毎年だいたい30人ぐらいですけども、教員全体の中では本当にわずかで、全体に波及するには時間を要するなと感じています。

【座長 曾我部 真裕】

ありがとうございます。お時間にはなってしまったんですけども、せっかくの機会ですのでもしご質問があるということであればいただければと思います。

いかがでしょうか。よろしいですかね。そうしましたら、後半の質疑応答もこれにて終了したいと思います。後藤先生、それから教育庁、それから選管の方どうもありがとうございました。

本日の議事は以上ということになります。本日は、前半は大阪府のお取組、それから後半はリテラシー教育あるいはデジタル・シティズンシップ教育についてお話をいただいたということでありまして、本検討会の課題にももちろん関わりはするものの直接ぴったり重なるというわけでもありませんでしたので、今日頂いたお話をどのように検討に生かしていけるかということは引き続き構成員の方々とご相談、ご議論させていただければと思っております。では、進行を事務局にお戻ししたいと思います。よろしく願いいたします。

7. 閉会

【市町村課 副参事兼総括課長補佐 川端 史世】

曾我部座長、ありがとうございました。

最後に、事務局より連絡事項がございます。

第3回検討会は、選挙期間中の偽・誤情報対策に関するヒアリングを実施すべく、5月25日の開催に向けて調整中でございます。確定いたしましたら、構成員の皆様方に改めてご連絡差し上げるとともに、プレスリリースをしたいと思っております。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。本日は長時間ご対応いただきまして誠にありがとうございました。